

個別避難計画の現状

令和7年度個別避難計画推進全国協議会

令和8年1月8日

内閣府政策統括官（防災担当）付生活環境担当参事官室

目 次

1. 全国協議会について

2. 個別避難計画の概要

3. 個別避難計画の作成状況

4. 「避難行動要支援者の避難行動に関する指針」について

5. 個別避難計画作成に向けた内閣府の取組

6. 個別避難計画の実効性を確保することの重要性

1.全国協議会について

「個別避難計画推進全国協議会」について

1. 趣旨

近年の自然災害の頻発化と激甚化を受け、高齢の方や障害のある方などの要配慮者のうち、自ら避難することが困難であり、避難の際に支援が必要な避難行動要支援者について、災害に備え平時から個別避難計画を作成することが、令和3年の災害対策基本法の改正において市町村の努力義務とされた。個別避難計画作成の取組を進めるには、対象者である要介護の高齢の方や障害のある方のことをよく知る福祉や保健などの関係者の参画を得て、自治会などの地域活動の担い手に協力をいただくとともに、関係者の間で防災に関して共通の認識を持ち、避難行動要支援者名簿や個別避難計画に係る情報の提供を受け、協力が可能となるよう、顔の見える関係性を構築し、関係団体の間で知見の共有を図り、それぞれの役割について理解を深めるため「個別避難計画推進全国協議会」（以下「協議会」という。）を開催する。

2. 構成団体・オブザーバー一覧

【構成団体】

(社福) 全国社会福祉協議会

全国自治会連合会

全国保健師長会

(一社) 日本介護支援専門員協会

日本障害フォーラム

(公財) 日本消防協会

(NPO法人) 日本相談支援専門員協会

(一財) 日本防火・防災協会

【オブザーバー】

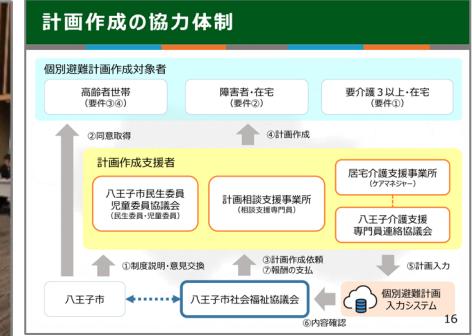
全国知事会、全国市長会、全国町村会

3. 令和6年度個別避難計画推進全国協議会の様子

構成団体の発言



関係団体と連携した取組事例の共有(八王子市)



- ・令和7年1月8日に開催
 - ・内閣府より、都道府県単位、市町村単位の団体や組織への取組推進に係る呼びかけをしていただきたい旨、要請した

2. 個別避難計画の概要

個別避難計画の概要

- 高齢者や障害者など自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援等を実施するための計画
- これまで取組指針^(※)で作成を促してきたが、災害対策基本法に位置付け、さらに取組を促す

(※) 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針 平成25年8月 内閣府(防災担当)

【取組指針に基づく市町村の作成状況】計画の作成に着手している市町村：1,691団体（97.1%）、未作成：50団体（2.9%）

令和7年4月1日現在
n=1,741団体

対象者

- 高齢者や障害者などのうち自ら避難することが困難であり、避難の確保を図るため特に支援をする避難行動要支援者

作成

- 市町村が作成に努める（努力義務）ものとし、福祉専門職など関係者と連携して計画を作成
 - ※地域における災害被害の想定や本人の心身の状況などを踏まえ、優先度が高い方から計画を作成
 - ※個別避難計画は、避難行動要支援者本人の同意を得て作成
 - ※個別避難計画の作成に要する経費について、普通交付税で措置

記載内容

- (氏名、住所等のほか)
 - 避難支援等を実施する者
 - 避難先等

個別避難計画情報の避難支援等関係者^(※)などへの提供

(※) 避難支援等関係者：消防、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織など

- 適切な避難支援等が実施されるよう、個別避難計画情報を避難支援等関係者などに提供

- 平時は、条例に特別の定めがある場合又は避難行動要支援者本人等^(※)の同意がある場合に提供し、災害時は本人等の同意を要しない

注) 個別避難計画情報：個別避難計画に記載し、又は記録された情報

(※) 避難行動要支援者本人等：
①避難行動要支援者本人と
②支援をする避難支援等実施者

個別避難計画のイメージ

避難行動要支援者

ふりがな 氏名	ばんどう たろう 坂東 太郎	計画情報を避難行動要支援者に届けます。 届けられることに同意します。	生年月日 性別	平成●●年●●月●●日 女
住所又は居所*	●●町字◆◆23番地	避難するときに必要な支援の内容 聞こえを支援していただければ 避難できるようになります。		
電話番号(迷惑対策を含む) その他の連絡先	(固) ●●●-●●●-1234 (携) 080-●●●-●●●● abedef@shikishimail.ne.jp			

*この場所(住所又は居所)での災害リスクは次のとおりです。

 最寄りの避難できる場所は、**土砂災害の場合は●●園、高潮の場合は●●館**です。
「警戒レベル3高齢者等避難」(津波の場合は「避難指示」)が発令されたらすぐに安全な場所に避難!

避難支援等実施者

ふりがな 氏名又は名称	ふくし らねこ 福祉 梅子	計画情報を避難行動要支援者に届けます。 届けられることに同意します。	できること	対応できる状況
住所又は居所	●●町字◆◆35番地	<input checked="" type="checkbox"/> 避難情報の伝達 <input type="checkbox"/> 避難しているかの確認 <input type="checkbox"/> 避難先と一緒に行く <input checked="" type="checkbox"/> その他 <small>(避難時についてください メールやFAXで報告している場合は)</small>		
電話番号(迷惑対策を含む) その他の連絡先	(固) ●●●-●●●-6578 (携) 080-●●●-●●●●	<input checked="" type="checkbox"/> 台風や大雨など <input type="checkbox"/> 土砂災害 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 津波 <input checked="" type="checkbox"/> その他(高潮、噴火など)		
ふりがな 氏名又は名称	ぼうさい いわさわ 防災 一郎	計画情報を避難行動要支援者に届けます。 届けられることに同意します。	できること	対応できる状況
住所又は居所	●●町字◆◆56番地	<input type="checkbox"/> 避難情報の伝達 <input checked="" type="checkbox"/> 避難しているかの確認 <input type="checkbox"/> 避難先と一緒に行く <input checked="" type="checkbox"/> その他 <small>(避難時についてください 専用紙と一緒に提出する場合は)</small>		
電話番号(迷惑対策を含む) その他の連絡先	(固) ●●●-●●●-6579 (携) 080-●●●-●●●●	<input type="checkbox"/> 台風や大雨など <input type="checkbox"/> 土砂災害 <input checked="" type="checkbox"/> 地震 <input checked="" type="checkbox"/> 津波 <input checked="" type="checkbox"/> その他(高潮、噴火など)		
ふりがな 氏名又は名称	じかくじかくじきさい ◆◆自治会	計画情報を避難行動要支援者に届けます。 届けられることに同意します。	できること	対応できる状況
住所又は居所	●●町字◆◆78番地	<input type="checkbox"/> 避難情報の伝達 <input checked="" type="checkbox"/> 避難しているかの確認 <input checked="" type="checkbox"/> 避難先と一緒に行く <input type="checkbox"/> その他 <small>(避難時についてください 専用紙と一緒に提出する場合は)</small>		
電話番号(迷惑対策を含む) その他の連絡先	(固) ●●●-●●●-7891 (携) 080-●●●-●●●●	<input checked="" type="checkbox"/> 台風や大雨など <input checked="" type="checkbox"/> 土砂災害 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 津波 <input type="checkbox"/> その他(高潮、噴火など)		

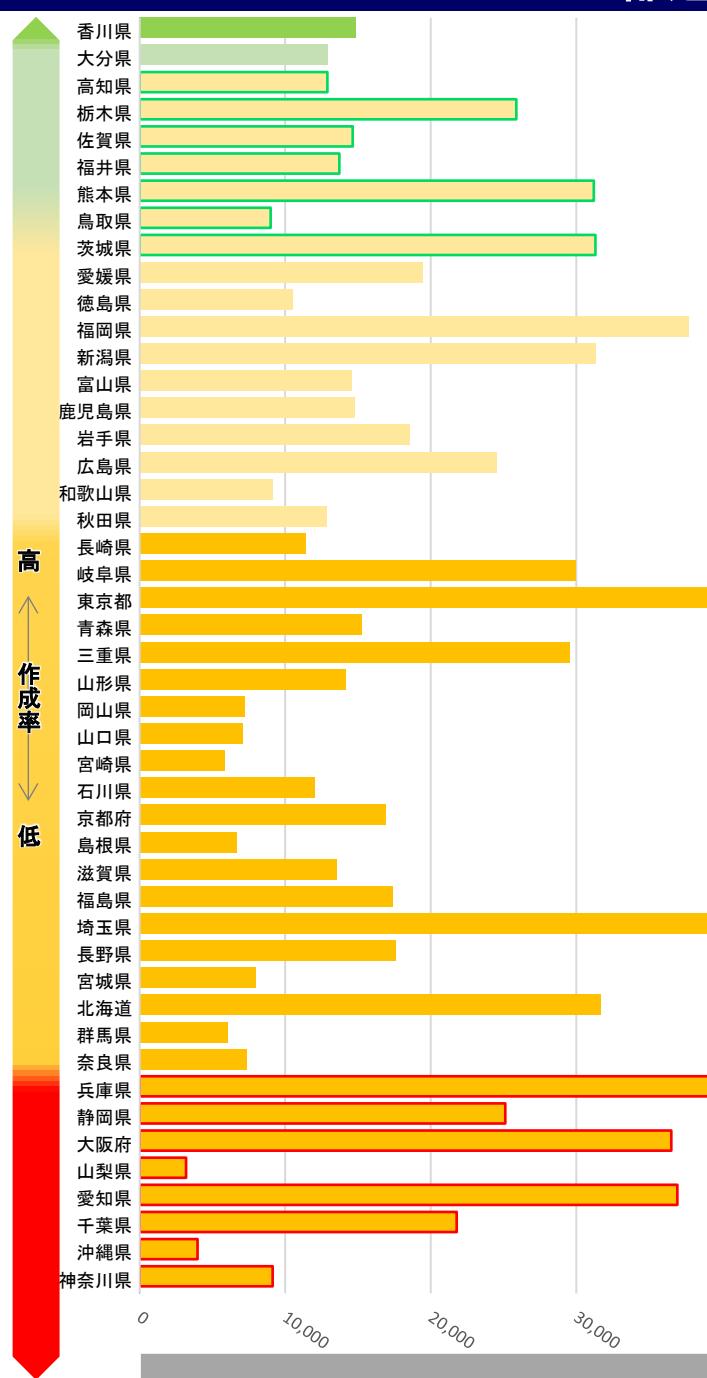
避難先・避難経路・その他

避難先	避難経路	その他
自宅の居間(※屋内安全確保の場合) ◆◆公民館(※立派な避難の場合)	自宅 → 町道●号線を渡る → ◆◆公民館 <small>(※立派な避難)</small> (全員が立派な避難があります) 立派な避難をしている神奈川には見えにくいので、 立派な避難ではありません。	立派な避難を入れている非常用持出し袋を準備しているので、 立派な持出しができるよう、 みんなで立派な避難かけあいましょう。

3. 個別避難計画の作成状況

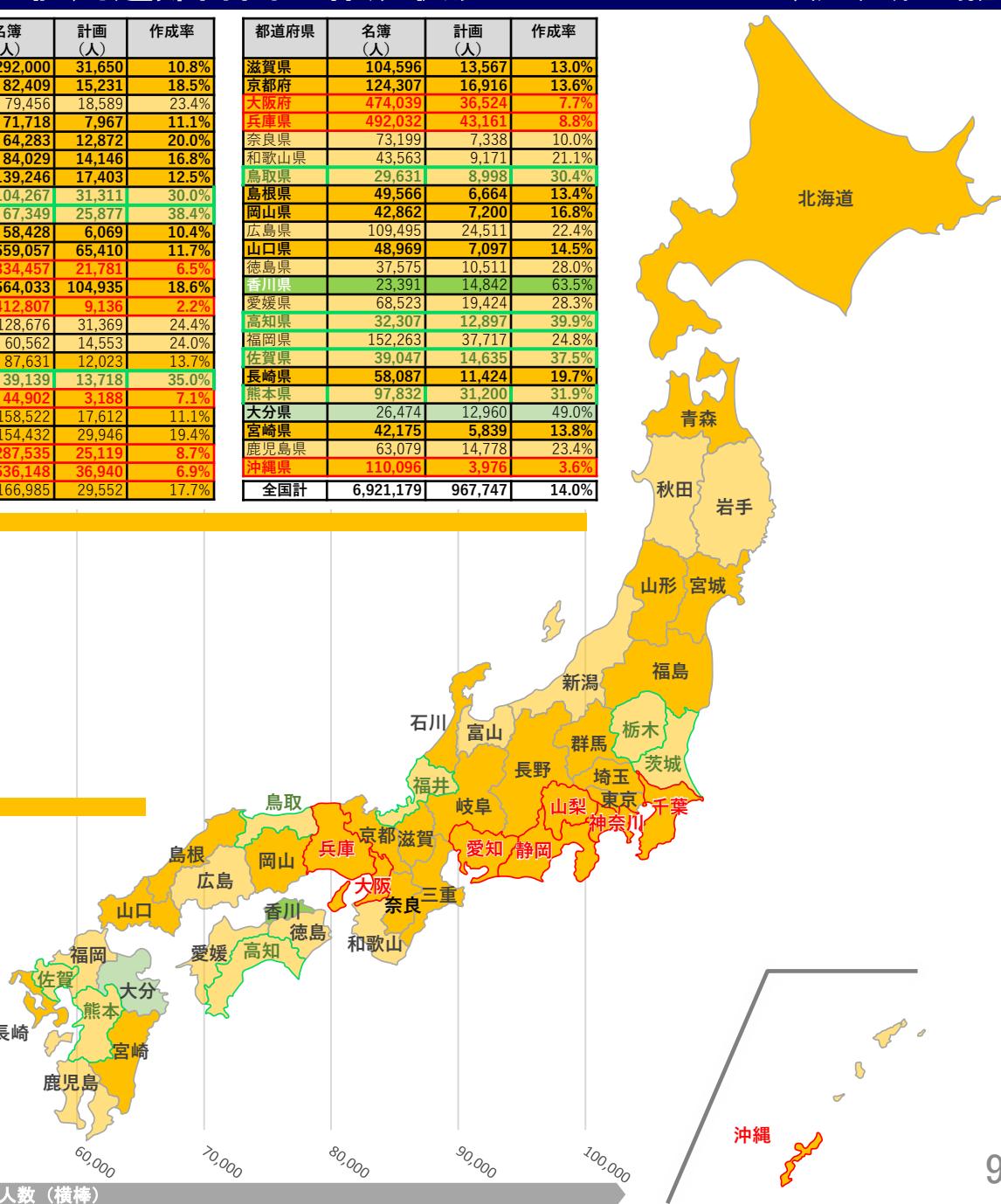
都道府県ごとの個別避難計画の作成状況

令和7年4月1日現在



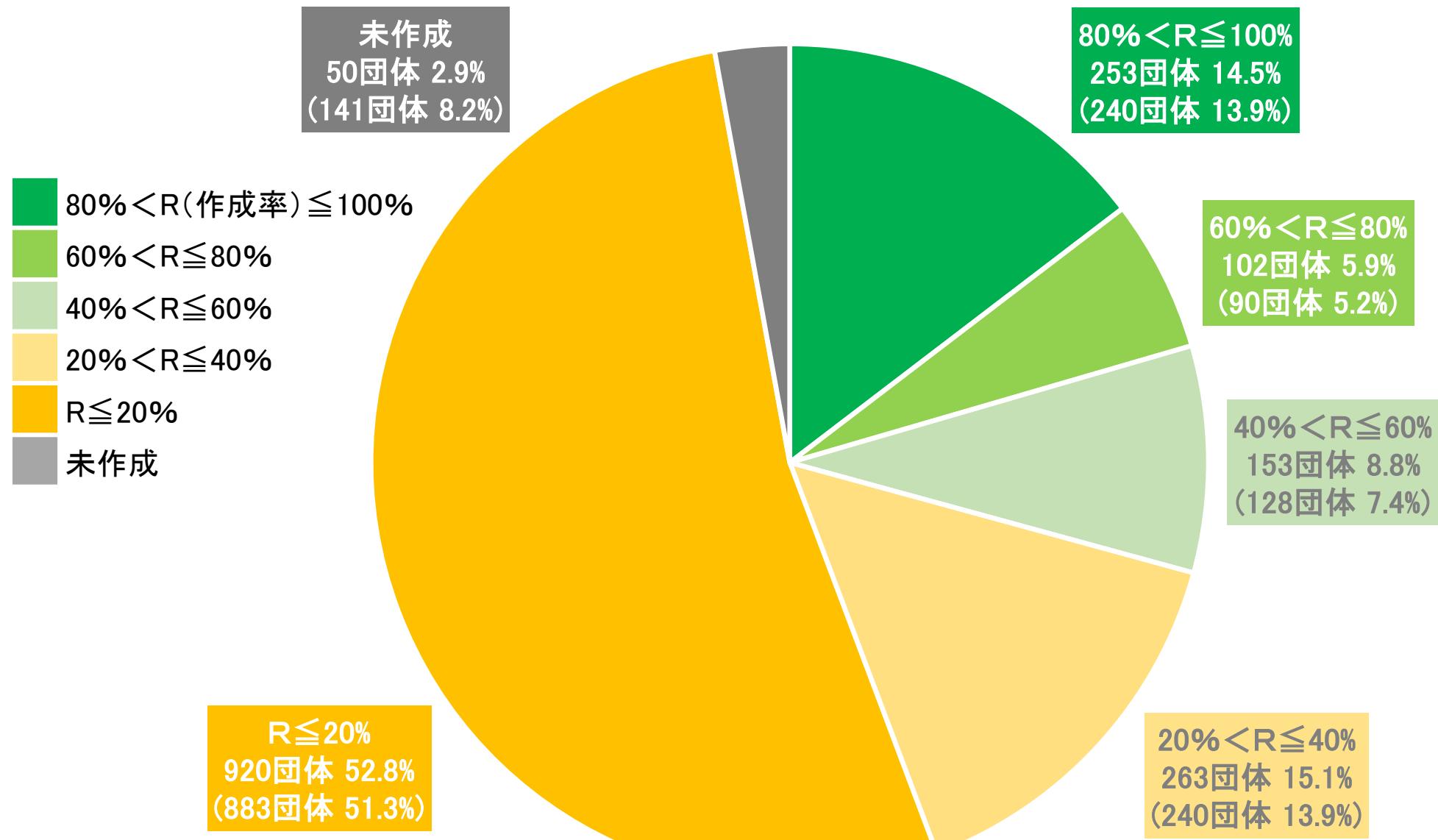
都道府県	名簿 (人)	計画 (人)	作成率
北海道	292,000	31,650	10.8%
青森県	82,409	15,231	18.5%
岩手県	79,456	18,589	23.4%
宮城県	71,718	7,967	11.1%
秋田県	64,283	12,872	20.0%
山形県	84,029	14,146	16.8%
福島県	139,246	17,403	12.5%
茨城県	104,267	31,311	30.0%
栃木県	67,349	25,877	38.4%
群馬県	58,428	6,069	10.4%
埼玉県	559,057	65,410	11.7%
千葉県	334,457	21,781	6.5%
東京都	564,033	104,935	18.6%
神奈川県	412,807	9,136	2.2%
新潟県	128,676	31,369	24.4%
富山県	60,562	14,553	24.0%
石川県	87,631	12,023	13.7%
福井県	39,139	13,718	35.0%
山梨県	44,902	3,188	7.1%
長野県	158,522	17,612	11.1%
岐阜県	154,432	29,946	19.4%
静岡県	287,535	25,119	8.7%
愛知県	536,148	36,940	6.9%
三重県	166,985	29,552	17.7%

都道府県	名簿 (人)	計画 (人)	作成率
滋賀県	104,596	13,567	13.0%
京都府	124,307	16,916	13.6%
大阪府	474,039	36,524	7.7%
兵庫県	492,032	43,161	8.8%
奈良県	73,199	7,338	10.0%
和歌山县	43,563	9,171	21.1%
鳥取県	29,631	8,998	30.4%
島根県	49,566	6,664	13.4%
岡山県	42,862	7,200	16.8%
広島県	109,495	24,511	22.4%
山口県	48,969	7,097	14.5%
徳島県	37,575	10,511	28.0%
香川県	23,391	14,842	63.5%
愛媛県	68,523	19,424	28.3%
高知県	32,307	12,897	39.9%
福岡県	152,263	37,717	24.8%
佐賀県	39,047	14,635	37.5%
長崎県	58,087	11,424	19.7%
熊本県	97,832	31,200	31.9%
大分県	26,474	12,960	49.0%
宮崎県	42,175	5,839	13.8%
鹿児島県	63,079	14,778	23.4%
沖縄県	110,096	3,976	3.6%
全国計	6,921,179	967,747	14.0%



個別避難計画の作成状況

令和7年4月1日現在



N=1,741団体

$$\text{注)作成率}(R) = \frac{\text{各市町村の個別避難計画が作成された避難行動要支援者的人数(人)}}{\text{各市町村の避難行動要支援者名簿に係る避難行動要支援者的人数(人)}}$$

※丸括弧()内の数値は令和6年4月1日時点の状況。なお、前回調査は、能登半島地震の影響に鑑み、石川県管内市町村(19市町)については対象としていないため、団体数はN=1,722であり、今回調査とは異なる。

4. 「避難行動要支援者の避難行動に 関する取組指針」について

- 避難行動要支援者名簿と個別避難計画の作成の手順、作成や運用にあたり留意する点、様式例などを示すとともに、名簿や計画をより実効的なものとするため、併せて取り組むことが望ましい取組などを示している。
- 令和3年5月の災対法改正（個別避難計画の努力義務化）を受けて、以下の事項を改定（記載の追加）

主な改定内容（記載の追加）

○優先度の高い避難行動要支援者についての個別避難計画の作成目標

- ・市町村が主体となり、地域の実情に応じておおむね5年程度で作成に取り組む

○個人番号を活用した避難行動要支援者名簿・個別避難計画の作成・更新

- ・個人番号（マイナンバー）を活用して、避難行動要支援者名簿・個別避難計画に記載する情報を取得できるようになり、自治体職員の業務負担の軽減や、現状に即した避難支援等につながること

○個別避難計画の作成に関する留意事項

- ・計画作成の業務には、本人の状況等をよく把握し、信頼関係も期待できる福祉専門職の参画が極めて重要
- ・避難を支援する者の確保（個人とともに団体（自主防災組織や自治会等）も避難支援等実施者になり得る）
- ・避難を支援する者の負担感の軽減（複数人で役割分担をする、地域の避難訓練等を通じた支援者の輪を広げる取組）
- ・計画の作成後も、計画内容の改善や避難の実効性の向上につながるため、避難訓練を行うことが適切
- ・個別避難計画情報についての避難支援等関係者への提供（本人の同意又は条例に特別の定めがある場合は、平時から地域の自主防災組織や消防団、民生委員等の避難支援等関係者と情報を共有）
- ・社会福祉施設等から在宅に移る避難行動要支援者については、速やかに避難行動要支援者名簿に記載し、避難支援に切れ目が生じないように留意など

取組指針における関係者との連携に関する記載

- 個別避難計画は、市町村が作成の主体となり、関係者と連携して作成する必要がある。なお、作成の実務として、当該市町村における関係者間での役割分担に応じて作成事務の一部を外部に委託することも考えられる。その場合であっても、市町村は、個別避難計画の作成主体として、適切に役割を果たすことが必要である。（中略）
- 個別避難計画を連携して作成する関係者としては、 庁内の防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係する部署や教育委員会などの機関、これらの部署や機関による横断的な組織のほか、府外の介護支援専門員や相談支援専門員などの福祉専門職、民生委員、町内会・自治会等、自主防災組織、地域医師会、居宅介護支援事業者や相談支援事業者などの福祉事業者、社会福祉協議会、地域の医療・看護・介護・福祉などに関する職種団体、被災者援護協力団体、地域で活動する障害者団体や難病・小児慢性特定疾病患者などの地域で要配慮者を支える各種の団体（一般社団法人、NPO法人等）、地域福祉コーディネーター・専門機関・社会福祉協議会が主導する住民による地域の支え合いのネットワーク、都道府県の保健所や医療的ケア児支援センター等がある。（中略）
- （中略）特に介護支援専門員や相談支援専門員は、（中略）介護保険サービス等の利用者について、①日頃からケアプラン等の作成を通じて、避難行動要支援者本人の状況等をよく把握しており、信頼関係も期待できること、（中略）などから、個別避難計画作成の業務に、福祉専門職の参画を得ることが極めて重要である。
- このことについて、内閣府及び厚生労働省は、一般社団法人日本介護支援専門員協会及び特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会を通じて、居宅介護支援事業所及び相談支援事業所に対して計画作成主体である市町村と連携の上、介護支援専門員及び相談支援専門員の計画作成業務への参画に特段の配慮を依頼している（令和3年7月6日付事務連絡（中略））

「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」について、令和3年5月に改定されて以降、一定の期間が経過したことから、この間の状況の変化を踏まえて令和7年6月に更新をしたところ。

○前回改定以降の法改正等の反映

- ・番号利用法別表第2の廃止と利用特定個人情報提供省令の制定（令和5年）
- ・「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」による改正個人情報保護法の施行（令和5年）
- ・災害対策基本法の改正（令和7年）など

○前回改定以降に発出された通知等の反映

- ・避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針等を踏まえた業務継続に向けた取組等のさらなる推進について（令和3年）など

○令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループにおいてとりまとめられた「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について（報告書）」（令和6年11月）の反映

○その他（用字用語の適正化・など）

5. 個別避難計画作成に向けた 内閣府の取組

令和7年度における内閣府の取組（個別避難計画の作成促進に向けて）

1.都道府県を対象とした連携支援事業の実施

都道府県による市町村支援のため、地域の実情に応じた様々な取組事例を収集、整理し、都道府県における市町村支援を可能とするための知見やノウハウなどの基盤を整備し普及を図る。

- ・令和7年度は以下の19団体にて実施中

〔 北海道、秋田県、山形県、福島県、茨城県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、山梨県、滋賀県、京都府、
兵庫県、奈良県、徳島県、佐賀県、長崎県、宮崎県、鹿児島県 〕

2.都道府県個別避難計画推進会議の開催

全国都道府県の担当者の出席を得て、先進事例等の紹介、各都道府県の作成状況、市町村の取組状況を共有し、都道府県による市町村支援の促進を図る。

3.ピアサポート（ソーター派遣）

先導的に取り組んでいる自治体職員をソーターとして全国の自治体に派遣し、抱えている課題に対し、助言等を行い作成につなげる。

- ・令和7年度は35団体にて順次実施中

4.全国協議会の開催

福祉専門職などの全国団体との連携を図る協議会を立ち上げ、福祉団体、消防団や自主防災組織に協力を要請

要支援者の避難に係る個別避難計画の作成の推進

令和8年度予算案 41百万円
(令和7年度予算額 27百万円)

政策統括官（防災担当）
(生活環境担当)

事業概要・目的

- 激甚な災害が近年頻発しているなか、多くの高齢者や障害者等が被害を受ける結果となり、要配慮者の避難の実効性確保が急務となっていることから、令和3年5月に災害対策基本法(昭和36年法律第223号)が改正され、市町村に避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成が努力義務化されるなどの規定等が創設された。ハザードマップ上で危険な地域にお住いの、介護をする方など、優先度が高いと考えられる者の個別避難計画について概ね5年程度で作成に取り組んでいただくよう市町村に依頼をしているところ。
- ハザードマップ上で危険な地域にお住いの、介護をする方など、優先度が高いと考えられる者の個別避難計画について概ね5年程度で作成に取り組んでいただくよう市町村に依頼をしているところ。
- 個別避難計画を作成する市町村は、災害の態様やハザードの状況、気候に加え、人口規模、年齢構成、避難所の確保状況など、地域の状況が異なり、個別避難計画の作成にあたって課題となる事柄が様々である。
- この課題に対応するため、これまでモデル事業等に取り組んできたところであるが、令和7年4月現在において、未策定の団体が50あり、また、一部作成済みの団体においても、災害発生に備え、更なる計画の作成が求められている。
- また、個別の課題としても、医療的ケア児の計画づくりや特別支援学校への直接避難等、多様な関係団体との連携が必要な課題が山積しているため、本事業では、個別避難計画の作成の更なる加速化を目指す。
- このためには、関係団体と市町村の関係づくりを支援する全国団体や都道府県の役割が極めて重要であることから、関係団体と連携した取組が十分に進んでいない市町村を後押しするため、国として主に都道府県を支援し、横展開を図ることで市町村に対する総合的な支援を実施できる体制作りを行う。

事業イメージ・具体例

○ 個別避難計画作成相談員の都道府県への支援

- ・ 個別避難計画の作成が進まない都道府県に対し、個別避難計画作成にあたって支援を行う。

○ 全国協議会等の開催

- ・ 全国レベルの関係団体や関係省庁からなる全国協議会を開催し、個別避難計画の作成などに関連する取組事例やノウハウの共有などを行うとともに、防災、福祉、保健などの連携が必要な各分野の関係者の間における一元的な情報共有、会議開催、各地域への働きかけ等につなげる。
- ・ 全国都道府県の担当者を集め、先進事例等の紹介、各都道府県の作成状況や市町村の取組状況、抱える課題や当該課題に係る有識者からの助言・解決方策の方向性等を共有し、都道府県による市町村支援の促進を図る。

○ サポーターの派遣

- ・ 先導的に取り組む自治体職員をサポーターとして全国の自治体に派遣する。
- ・ 具体的な課題に対し、同じ自治体職員の立場の視点で助言等することによる早期の対応を実現する。

○ 個別避難計画を活用した訓練実施等を支援

- ・ 作成した個別避難計画に実行性をもたらせるため、計画を活用した訓練実施等を支援する。先行事例の収集・整理を進め、訓練手法や留意点を提示するとともに、必要な助言を行う。

資金の流れ

内閣府

災害関係調査費

民間調査会社等

期待される効果

- 都道府県による市町村へのきめ細かな支援の実施により、計画作成に着手する時期の前倒しや、より実効的な取組が可能となる。
- サポーターによる具体的な課題解決の相談・助言により、個別避難計画作成の加速が図られる。

6. 個別避難計画の実効性を 確保することの重要性

個別避難計画の実効性の確保について

- 個別避難計画が災害時に実際に機能するには、計画の内容が実効性の高いものであることが重要
- 昨年7月のカムチャツカ半島付近の地震において津波警報が発令された際にも、「計画どおり支援等実施者が要支援者を避難先に避難させることができた」「避難経路・搬送手段等を計画に記載しており迷わず避難できた」という具体的な状況を確認
- 計画の実効性を高める取組として、内閣府から以下の事項を自治体に示しているところ
 - 避難訓練の実施による、計画の内容の改善（経路の見直しや注意が必要な箇所の認知）
 - 要支援者的心身の状況等に応じた計画の更新 等

【取り組みやすい避難訓練の例】



取り組んでみたくなる 避難訓練「ひなんさんぽ」

計画の実効性を高めるにあたり、訓練を提案したが、ハードルが高く捉えられてしまい、実施に至らなかった。（課題）

訓練というと、多大な労力がかかるイメージだったので、**名称を親しみやすくしたうえで、内容を、計画上の避難施設まで移動する事に限定した「ひなんさんぽ」**を提案した。（取組の方針や内容）

簡易に実施できるため、複数の地域が実施し、「**ひなんさんぽ**」の実施中に雑談するなどのコミュニケーションが生まれ、気づいた事があれば、計画を修正するなど、実効性の確保に繋がった。（取組の成果・結果）

訓練という形式に拘らず、個別避難計画の制度上、一番重要な、実効性の確保にポイントを限定したうえで、**要支援者が参加したいと思える**取組としたこと。（成果が得られた理由）

（愛知県岡崎市）



【内閣府から自治体の個別避難計画担当者に伝えている事項】

- 「個別避難計画に取り組む目的は、避難の可能性を高めること」
- 「できることから、できる方法で、まず、行動してみましょう」
- 「徐々によいものにしていきましょう」
- 「作成したら終わりではなく、計画の実効性を確保する取組が継続的に必要」

「実際に避難先に行ってみて、避難先がどこかを知ることなどで避難の実効性を高める」
- 「地域の避難訓練等を通じて、同じ地区内に住む避難行動要支援者の支援を近隣住民が経験してもらうことも大切」

全国（中央）での連携により
取組推進の機運の醸成を図り
都道府県や市町村への波及を!!

機会を捉えて都道府県単位や市町村単位の
団体や組織に呼び掛けをお願いします